

令和7年4月16日

郡市区等医師会長 殿

大阪府医師会長  
加納 康 至  
(公印省略)

死体検案書発行料等の金額の基準や算定根拠の在り方について（周知依頼）

平素は本会事業に格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、日本医師会から標記について通知がありました。

本通知は、現在、検案料（別添の通知においては、死体検案書発行料等及び検査費用をいう。）については、地域や医療機関等によって様々な基準が設定されており、死因究明等推進計画（令和6年7月5日閣議決定）において、「厚生労働省において、検案に際して行われる検査の費用や死体検案書発行料等の金額の基準や算定根拠の在り方について、研究成果を取りまとめるとともに、地方公共団体への還元、周知等を図る。」とされています。今般、日本医師会の細川常任理事が研究代表を務めた「死因究明等の推進に関する研究」（令和5年度厚生労働行政推進調査事業費補助金）が取りまとめられたところですが、本研究の成果が死体検案書発行料等の金額の基準や算定根拠の目安の一助になると考えられるとして、厚生労働省医政局長より各都道府県知事宛て通知され、本会に対しても別添のとおり周知方依頼がなされたことをご知らせするものです。

さらに、各種検査費用（刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）及び警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成24年法律第34号）に基づくものを除く。）については、異状死死因究明支援事業の活用が可能な場合があること、また、死亡診断書と死体検案書の違い等については、厚生労働省ホームページ（[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iryuu/sibousinndannsyo.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/sibousinndannsyo.html)）に掲載していることについても、同様に周知方依頼がありました。

貴会におかれましても本件をご了知の上、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

大阪府医師会救急災害医療課（上村）  
TEL：06-6763-7003  
FAX：06-6765-3633  
e-mail：[r-uemura@po.osaka.med.or.jp](mailto:r-uemura@po.osaka.med.or.jp)